

民生委員・児童委員にご相談を

民生委員・児童委員は、生活上の困り事について、地域の人の相談に乗り、行政などとのつなぎ役を務めるボランティアです。
 岡地域共生社会推進課(☎504-2137、☎504-2169)

地域の住民に寄り添い、見守り、専門機関などへつなぎます

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されて活動するボランティアです。現在、市では、約1,900人が活動しています。

■民生委員・児童委員の主な活動

- 住民の生活上の心配事や困り事、福祉に関する相談
- 通学路の子どもの見守り
- 高齢者や障害者世帯の見守りのための定期的な訪問
- 高齢者いきいきサロンや子育てオープンスペースへの協力
- 生後4カ月までの乳児のいる家庭への訪問 など

委員の一部は、子育て支援専門の主任児童委員として他の委員をサポートしながら、子どものいる家庭の支援などを行っています。

市HP ページ番号 18427



民生委員・児童委員のサポーター

民生委員・児童委員の活動を補助するボランティアが、民生委員協力員です。民生委員・児童委員と連携して、見守りの同行、代行訪問、定期的な声掛け、新聞がたまっていないかなどの状況確認を行っています。

民生委員・児童委員の一斉改選

任期は3年で、今年12月1日に一斉改選が行われます。地域によっては、担い手が不足しています。地域活動に積極的に参加しているなど、適任と思われる人の情報がありましたら、下記からお近くの民生委員・児童委員にお知らせください。

制度や地域の民生委員・児童委員について知りたい場合は、区地域支えあい課(下記)へ。

中	☎504-2852	安佐南	☎831-5003
東	☎568-7731	安佐北	☎819-0588
南	☎250-4109	安芸	☎821-1707
西	☎294-6512	佐伯	☎943-9575

地域住民の身近な相談相手としてやりがいある活動

活動の中で何より大切にしているのは、地域の皆さんとの「会話」です。傾聴を通して信頼関係を築いていくことで、困り事が解決の方向に進むと、とてもやりがいを感じます。

地域のさまざまな仲間たちと出会い、つながりを深めていくこと

が、民生委員・児童委員の魅力の一つです。現在、民生委員・児童委員が不足している地域があります。ぜひ、民生委員・児童委員になっていただき、地域住民の身近な相談役として活躍してもらいたいですね。



市民生委員
児童委員
協議会
肥後井会長

新型コロナワクチン

大雨など荒天時の集団接種の実施について

梅雨時期の大雨などにより、集団接種を中止する場合は、接種当日の午前6時以降に市ホームページでお知らせします。

また、現在開設中の集団接種会場は以下のとおりです。新型コロナ

ウイルス感染症対策の一環として、ワクチンの接種について、ご検討ください。詳しくは、市ホームページで。

市HP ページ番号 206315



会場名	ワクチンの種類	主な接種日
紙屋町チャレオ (中区大手町一丁目地下街307号)	ファイザー社製	木・土・日
広島市総合福祉センター (南区松原町5-1 ビッグフロントひろしま5階)	ファイザー社製	平日・土・日
イオンモール広島祇園 (安佐南区祇園三丁目2-1 3階)	ファイザー社製	金・土・日
アクロスプラザ高陽 (安佐北区深川五丁目30-38 2階)	武田/モデルナ社製	平日・土

岡広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎513-2847、☎211-3006)

人権擁護委員にご相談を

毎年6月1日は人権擁護委員の日です。当日は、各区役所に特設人権相談所を設けます。人権のことで悩んでいる人は、ご相談ください。
 岡人権啓発課(☎504-2165、☎504-2609)



全ての人生まれながらに持っている権利

人権は、人種や民族、性別を超えて、誰にでも認められる基本的な権利です。人権を侵害することは許されませんが、近年、さまざまな課題が浮き上がっています。

■感染症に関連する偏見や差別

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎などの感染症に関する知識や理解の不足から、差別やプライバシー侵害などの問題が発生。正しい情報に基づく冷静な判断が重要です。

■インターネット上の人権侵害

ネット上で、他人を誹謗中傷、個人の名誉やプライバシーを侵害、偏見・差別を助長する情報を発信するといった悪質な事案が急増。これらは同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害を引き起こします。個人の名誉やプライバシー、ネットを利用する際のルー

ルやマナーに関する正しい理解を深めていく必要があります。

■性的指向と性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別

同性愛や両性愛などの性的指向や性自認(性同一性)に関する偏見や差別から、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な扱いを受けたりするなどの問題が発生。関心と理解を深め、偏見や差別を解消していく必要があります。

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されたボランティアで、さまざまな経歴の人が、その経験を生かして、人権問題解決のお手伝いをしています。相談は無料、秘密厳守です。

■「人権擁護委員の日」特設相談所

日 6月1日(水)10:00~16:00

場 各区役所

岡広島法務局人権擁護部(☎228-5790、☎228-8087)

◆人権問題に関する相談窓口 ※IP電話からは接続できない場合あり

■広島法務局人権相談所(合同庁舎内)

法務局内にある常設相談所で、人権擁護委員が職員が、面談か電話で相談に応じます。まずは電話で。

場 同所(中区上八丁堀6-30)

【相談電話】☎0570-003-110

(ナビダイヤル・通話料要)

時 月~金曜日の8:30~17:15(祝・休日、12月29日~1月3日は除く)

■インターネット人権相談

受付窓口(24時間受け付け)



■子どもの人権110番

【相談電話】☎0120-007-110

(通話料無料)

時 月~金曜日の8:30~17:15(祝・休日、12月29日~1月3日は除く。時間外

は留守番電話)

■女性の人権ホットライン

【相談電話】☎0570-070-810

(ナビダイヤル・通話料要)

時 月~金曜日の8:30~17:15(祝・休日、12月29日~1月3日は除く)

■外国語人権相談ダイヤル

【相談電話】☎0570-090-911

(ナビダイヤル・通話料要)

時 月~金曜日の9:00~17:00(祝・休日、12月29日~1月3日は除く)

■エソール広島LGBT電話相談

【相談電話】☎207-3130

時 土曜日の10:00~16:00(祝日、

12月29日~1月3日は除く)



さっぱりやみつききゅうり漬け

vol.17

Point

これから旬を迎える市内産のきゅうりは、鮮度が抜群。パリッと食感とみずみずしさを楽しめます。



材料4人分

きゅうり	2本
ポン酢*	大さじ8
はちみつ*	小さじ2
ごま油	大さじ2

*ポン酢に、はちみつを混ぜ、レンジ600Wで40秒加熱しておく

1 洗ったきゅうりは、味がしみ込むようにたたいて、食べやすい大きさに割く

2 ①と②をビニール袋に入れ、冷蔵庫でしばらく漬けて完成。漬け時間は、お好みで約1時間から一晩ほど

※ごま油をラー油に変えれば、大人向けの味になる

(レシピ提供:ひろしまそだち地産地消協力店の川中醤油(株))

毎月第3日曜日は「ひろしま地産地消の日」(ひろしま産day)



市HP ページ番号 4872

